

事務連絡
令和2年3月27日

各市町村高齢者福祉・介護保険主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に対する
高齢者施設等における対応のポイント（令和2年3月26日時点）

このたびの新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、厚生労働省からの事務連絡等を随時お送りし、各事業所において適切にご対応をいただいているところですが、日々状況が変化する中で、お送りする事務連絡の内容が把握しきれないという声もいただいているところです。

そこで、各事業所からお問い合わせを多くいただく主な事項について、対応のポイントをまとめましたので、ご確認いただくようお願いします。

また、状況の変化により、この内容が修正される場合もありますので、随時お送りする事務連絡等にもご注意いただきますよう、重ねてお願いいたします。

令和2年3月27日付けで「介護情報サービスかながわ」のメール配信システム等により、市町村が所管する施設等を含め、各高齢者施設・住まい及び介護保険事業所に周知しておりますので、併せてお知らせします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 感染症関係

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22>)

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 森 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)

在宅サービスグループ 岡田 (内線 4824)

新型コロナウイルス感染症に対する
 高齢者施設等における対応のポイント（令和2年3月26日時点）
 ※ これまでの国の通知内容からポイントをまとめました。

1	<p>【マスクや消毒用アルコール等の不足への対応】 マスクや消毒用アルコール等衛生用品の在庫について、市や県から調査があったが、その集計結果はどうなっていて、その結果をもとに何が検討されているのか。</p>
2	<p>【感染疑い者が発生した場合の対応①】 感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。≪①入所施設≫ （利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応）</p>
3	<p>【感染疑い者が発生した場合の対応②】 感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。≪②通所施設≫ （利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応）</p>
4	<p>【感染疑い者が発生した場合の対応③】 感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。≪③訪問介護事業所等≫（利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応）</p>
5	<p>【感染者が発生した場合の対応】 感染者が発生した場合の対応は。</p>
6	<p>【休業補償】 新型コロナウイルス感染症への対応により休業することとなった場合の補償はどうなっているか。（収入面の補償）</p>
7	<p>【休業時の利用者へのサービス対応】 新型コロナウイルス感染症への対応により休業することとなった場合の利用者へのサービス対応はどのようにすればよいのか。</p>
8	<p>【職員不足への対応】 職員の感染や感染疑いへの対応により、職員が不足することとなった場合に、どのように対応すればよいのか。</p>
9	<p>【面会制限への対応】 面会制限への対応はどうすればいいか。また、いつまで継続するのか。</p>
10	<p>【県内の感染者発生状況の把握】 県内での正確な感染者発生状況については、どのように把握できるのか。</p>

1 【マスクや消毒用アルコール等の不足への対応】

マスクや消毒用アルコール等衛生用品の在庫について、市や県から調査があったが、その集計結果はどうなっていて、その結果をもとに何が検討されているのか。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月27日付高福第4745号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長通知「高齢者施設等における各種衛生用品の不足状況の把握について（依頼）」
- ・令和2年2月21日付国事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について」
- ・令和2年3月4日付国事務連絡「各都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄状況及び高齢者等に対する対応状況の把握について」
- ・令和2年3月10日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」の周知について

○ マスク・消毒用アルコール等衛生用品の不足状況調査（2月27日付）

- ・ 政令指定都市、中核市、保健所設置市を含む各市町村と連携して実施
- ・ 介護保険指定事業所以外の有料老人ホーム等を含む全事業所を対象
- ・ 調査結果の各事業所での不足状況を踏まえ、対応を検討

○ 不足状況への対応

- ・ 県備蓄マスクの配布（3月11日から市町村へ発送）
備蓄マスクのうち30,000枚を高齢者施設等の社会福祉施設に市町村を通じて配布（調査時点で在庫ゼロの事業所を優先。）
- ・ 市町村備蓄のマスク等の放出を依頼
- ・ 国から再利用可能な布製マスクの配布
すべての介護施設等（在宅系の事業所を含む）の現場へ、少なくとも職員・利用者に1人1枚は行きわたるよう、国から直接事業所へ配送（3月下旬を目途に順次配送開始）

○ 今後の状況

- ・ マスクやアルコール消毒液等衛生用品を県で一括購入し、不足状況調査結果を元に、事業所に配布予定（3月19日県記者発表「令和元年度及び2年度補正予算案の概要」）（調達及び配布方法については調整中）
- ・ 手指消毒用エタノールの調達については、国が優先供給するスキームを活用。マスクの調達については検討中（3月19日時点）
- ・ 手指消毒用エタノール以外の優先供給のしくみの構築を全国知事会として国に緊急提言（3月25日）

2 【感染疑い者が発生した場合の対応①】

感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。《①入所施設》
(利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応)

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年3月6日付国事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)

○ 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る)において、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、次の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従う。
 - ① 情報共有・報告の実施
 - ② 消毒・清掃等の実施
 - ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
 - ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
 - ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

※ ①～⑤の対応について、図を作成したので、別紙「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(入所施設)」を参照

3 【感染疑い者が発生した場合の対応②】

感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。《②通所施設》
(利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応)

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年3月6日付国事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)

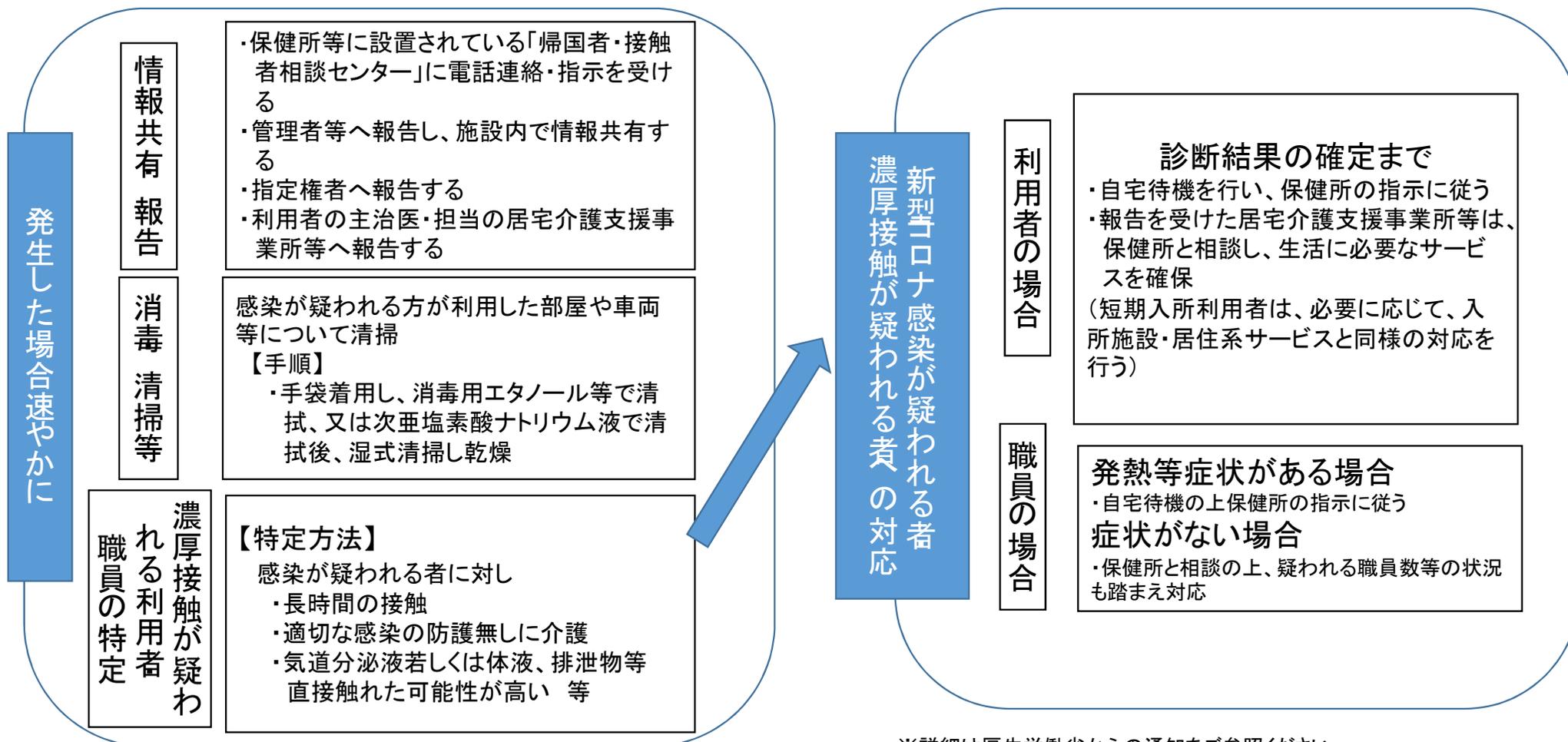
○ 社会福祉施設等(通所・短期入所等)において、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、次の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従う。
 - ① 情報共有・報告の実施
 - ② 消毒・清掃等の実施
 - ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
 - ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
 - ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

※ ①～⑤の対応について、図を作成したので、別紙「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(通所・短期入所施設等)」を参照

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(通所・短期入所施設等)

当面協力医療機関へ相談・保健所の指示があった場合は指示に従う



※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください

4 【感染疑い者が発生した場合の対応③】

感染が疑われる者が発生した場合の事業所の対応は。《③訪問介護事業所等》（利用者対応、職員対応、サービス継続のための対応）

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年3月6日付国事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)

○ 社会福祉施設等（訪問介護事業所等）において、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、次の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従う。
 - ① 情報共有・報告の実施
 - ② 濃厚接触が疑われる職員の特定
 - ③ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
 - ④ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施
 - ⑤ サービス提供を行う場合の留意点

※ ①～⑤の対応について、図を作成したので、別紙「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問介護事業所等）」を参照

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応(訪問介護事業所等)

当面は協力医療機関へ相談・保健所の指示があった場合は指示に従う

発生した場合
速やかに

情報共有
報告

- ・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡・指示を受ける
- ・管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
- ・指定権者へ報告する
- ・利用者の主治医・担当の居宅介護支援事業所等へ報告する
- ・保健所の指示がある場合はその指示に従う

新型コロナウイルス感染が
疑われる者濃厚接触が
疑われる者の対応

利用者の場合

診断結果の確定まで

- ・報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
- ・保健所とよく相談し、訪問介護の必要性を再度検討

職員の場合

発熱等症状がある場合

- ・自宅待機の上保健所の指示に従う

症状がない場合

- ・保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい

訪問介護の必要性が認められ
サービスを提供する場合

サービス提供時の留意点

- ・基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・事業所内のマスク着用

- ・保健所と相談の上、サービス提供前後の手洗い・うがい、マスク・エプロン・必要時の手袋着用、咳エチケットの徹底等の実施
- ・濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問
- ・訪問時間の短縮
- ・長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・訪問時の換気徹底
- ・職員は使い捨て手袋・マスクを着用(飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル、使い捨てエプロン等)
- ・体温計等は消毒用エタノールで清拭
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石鹸と流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください

5 【感染者が発生した場合の対応】

感染者が発生した場合の対応は。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月18日付国事務連絡「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」
- ・令和2年2月21日付国事務連絡「『社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）』に関するQ&Aについて」

○ 発生情報の社会福祉施設等への連絡

- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、都道府県（衛生主管部局）や保健所設置市は、本人又は家族の同意を得て、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の許可権者等に連絡する。
- ・ 連絡を受けた許可権者等は、当該社会福祉施設等、所在市町村と情報を共有する。

○ 利用停止等の措置及び臨時休業等の判断

※ 社会福祉施設等には、入所施設・居住系サービスは含まれない

- ・ 利用者に対しては、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、都道府県等（都道府県衛生主管部局や保健所設置市）が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
- ・ 県衛生主管部局や保健所設置市は、必要があれば社会福祉施設等*に対し、その全部又は一部の休業を要請する。

※ なお、入所施設、居住系サービスについては、サービス提供の継続が基本とされているため、国の通知で言及はないが、基本的には保健所の指示に従うとともに、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版（2019年3月）」も参考に対応する。

○ 家族への情報提供等

- ・ 許可権者等と連携して、家族等に対して必要な情報を提供する。

6 【休業補償】

新型コロナウイルス感染症への対応により休業することとなった場合の補償はどうなっているか。(収入面の補償)

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月18日付国事務連絡「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」
- ・令和2年2月24日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- ・令和2年3月6日付国事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」
- ・令和2年3月24日付国事務連絡「セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について」

○ 休業となる場合の想定

- ・ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、速やかに管轄保健所に連絡し、県衛生主管部局や保健所設置市は、必要があればその全部又は一部の休業を要請することになる。※休業を要請する社会福祉施設等には、入所施設・居住系サービスは含まれない
- ・ また、学校休校等の対応により、職員が不足し、休業せざるを得ない場合も想定される。

○ 現行の利用できる制度等

- ・ 介護報酬算定の特例
休業要請を受けて休業している場合であっても、都道府県等と相談し、また利用者の意向を確認した上で、休業となった事業所と異なる場所（他事業所や公民館、居宅等）でサービスを提供した場合、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能である。
※令和2年2月24日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」別紙1を参照
- ・ 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用
新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資における、償還期間、貸付利率の優遇措置による支援
(福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/>
福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 電話03-3438-9298)
- ・ 雇用調整助成金の活用
新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合は、雇用調整助成金による支援を行っている
(神奈川県労働局職業対策課 神奈川県助成金センター 電話045-277-8815)
- ・ セーフティネット保証5号制度の活用
全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を

生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会福祉施設等関連の業種についても対象として指定された。

○ **今後の状況**

- ・ 現時点では、厚生労働省からはその他の休業補償については示されていないため、神奈川県として全国知事会に対し、休業時の施設への支援について課題として提出している。（3月16日時点）

7 【休業時の利用者へのサービス対応】

新型コロナウイルス感染症への対応により休業することとなった場合の利用者へのサービス対応はどのようにすればよいのか。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月24日付国事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居宅系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」
- ・令和2年3月6日付国事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」

○ 利用者への丁寧な説明

- ・休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対して休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行う

○ 必要なサービス提供の確保

- ・利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携して適切なサービス提供を確保する。

○ 休止届

- ・休業する場合には、事業所の指定権者あてに届出が必要。
※手続きは、各指定権者が定める方法で届出してください。

〈県指定の場合〉

ホームページ 介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp>

→ 書式ライブラリー

→ 2. 変更・廃止・休止・再開届

※各サービス種別のページを御確認ください。

8 【職員不足への対応】

職員の感染や感染疑いへの対応により、職員が不足することとなった場合に、どのように対応すればよいのか。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月17日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年2月24日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- ・令和2年2月28日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」
- ・令和2年3月6日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」
- ・令和2年3月26日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」
- ・令和2年3月23日付高福第5058号「社会福祉施設等への応援職員派遣事業（新型コロナウイルス対策）の実施について（通知）」

○ 人員基準等の柔軟な取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことが出来なくなる場合等が想定される。
- ・ この場合、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱いを可能とする旨、国事務連絡が発出されている。

○ 社会福祉施設等応援職員派遣支援事業

（3月19日県記者発表「令和元年度及び2年度補正予算案の概要」）

- ・ 学校の臨時休業や、介護職員等の感染等の影響による職員不足に伴う応援職員の旅費及び損害保険料の費用弁償（人件費は対象外）（法人内の応援を含む）
- ・ 必要書類を令和2年3月31日（火）までに施設設置法人代表者から提出する必要がある。（3月31日までの応援派遣が対象。令和2年度以降に同様の事業を実施するかは、国で調整中。）

※ 詳細の手続については令和2年3月23日付高福第5058号「社会福祉施設等への応援職員派遣事業（新型コロナウイルス対策）の実施について（通知）」を参照

9 【面会制限への対応】

面会制限への対応はどうすればいいか。また、いつまで継続するのか。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

※ 関係通知

- ・令和2年2月24日付国事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住計サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」

○ 面会について

- ・ 可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き制限することが望ましく、少なくとも面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は面会を断る必要がある。
- ・ 委託業者についても、物品の受け渡し等は施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は入館を断る必要がある。
- ・ 期限については、現時点では判断できない。

○ 各施設の対応例

- ・ 基本的には面会を取りやめ、体調が不安な方や看取り期の方への面会は、居室又は地域交流スペースで対応
- ・ 面会希望の場合は体温測定、マスク着用、手指消毒
- ・ 全来園者に検温実施。
- ・ 委託業者は玄関風除室での物品受け渡し。
- ・ 訪問者へシートを作り、検温、手洗い、うがい、マスクをチェック

○ 面会制限に対応する工夫

- ・ 週に1回くらいのペースで電話や手紙でご家族と連絡を取る
- ・ タブレット端末を使用した映像での面会を実施
- ・ 請求書を送付する際に写真などを併せて送付。
- ・ 業務用携帯なども活用し、電話でも対応ができるように配慮

10 【県内の感染者発生状況の把握】

県内での正確な感染者発生状況については、どのように把握できるのか。

(現在の状況) 令和2年3月26日時点

- 収集した情報は関係機関と共有するとともに、県民のみなさまへの情報公開を進め、必要な方に必要な情報が届くための体制づくりとして、令和2年3月11日より「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を新たに開設した。
- 本サイトでは、神奈川県における新型コロナウイルスに関する医療機関の状況や県内の最新感染動向など、一般公開できるものについて公開を進めていく予定のため、ぜひ御覧いただき、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めていただくようお願いしたい。

【神奈川県ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>

○新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/occurrence.html>